

令和5年2月15日 開会
令和5年2月15日 閉会
(定例会)

**令和5年第1回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録**

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和5年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月10日

島根県後期高齢者医療広域連合長 上 定 昭 仁

- 1 期 日 令和5年2月15日
2 場 所 ホテル白鳥 鳳凰の間

○開会日に応招した議員（9名）

早 樋 徹 雄	中 村 中
河 野 利 文	楫 野 弘 和
田 中 武 夫	植 田 昌 平
野 坂 一 弥	糸 原 保
永 田 巳 好	

○応招しなかった議員（1名）

平 木 伴 佳

令和5年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年2月15日（水曜日）

議事日程

令和5年2月15日 午後1時00分開会

- 日程第1 副議長の選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議員提出議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 令和4年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第5号 令和5年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第6号 令和5年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 同意第1号 島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 副議長の選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議員提出議案第1号 島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第3号 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 令和4年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第5号 令和5年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第6号 令和5年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 同意第1号 島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

出席議員(9名)

1番 早 樋 徹 雄	2番 中 村 中
3番 河 野 利 文	4番 楫 野 弘 和
5番 田 中 武 夫	6番 植 田 昌 平
7番 野 坂 一 弥	8番 糸 原 保
10番 永 田 巳 好	

欠席議員(1名)

9番 平 木 伴 佳

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ----- 清 水 裕 子 書 記 ----- 大 瀧 柚 生

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 ----- 上 定 昭 仁 副広域連合長 ----- 下 森 博 之
会計管理者 ----- 杉 谷 薫 事務局長 ----- 土 井 晃 一

午後1時00分開会

○議長（永田 巳好） これより、令和5年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告事項を申し上げます。

川本町の飯田武則議員から、12月13日付で辞職願が提出され、12月14日付で辞職が許可され、12月20日告示の島根県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、川本町の植田昌平議員が当選されましたことを御報告申し上げます。

以上諸般の報告を終わります。

日程第1 副議長の選挙

○議長（永田 巳好） 日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

○議長（永田 巳好） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 御異議なしと認めます。

よって指名の方法は、議長において指名することに決しました。

副議長に早樋徹雄議員を指名いたします。

○議長（永田 巳好） お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、早樋徹雄議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、早樋徹雄議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、早樋徹雄議員が議場にいらっしゃいますので、本席か

ら告知をいたします。

それでは当選されました、早樋徹雄副議長から御挨拶をお願いいたします。

○副議長（早樋 徹雄） 失礼いたします。飯南町議会議長の早樋徹雄でございます。

ただいま、議員の皆様から御推挙を頂きまして、広域連合議会の副議長という要職に就かせていただくことになりました。この上は、その職の遂行に精進してまいりますので、皆様方の御協力をお願いといたしまして、誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（永田 巳好） ありがとうございます。

日程第2 議席の指定

○議長（永田 巳好） 日程第2、議席の指定を行います。

今回新たに当選された議員の議席に関連し、議席は、議長において指定いたします。広域連合議会会議規則第4条第2項の規定により、新たな議席は、ただ今ご着席のとおり指定いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（永田 巳好） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、会議録署名議員は、議長において、6番植田昌平議員及び7番野坂一弥議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（永田 巳好） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

日程第5 議案第1号

○議長（永田 巳好） 日程第5、議案第1号島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定 昭仁） 広域連合長の上定でございます。

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

につきまして、御説明申し上げます。

白い表紙の議案の1ページから6ページまでが該当しますので御覧ください。本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、現行の条例を廃止し、法で委任された事項を定める法律施行条例を制定するものとなります。この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものとなります。

以上、議案第1号につきまして、御説明申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 巳好） これより質疑に入ります。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出議案第1号

○議長（永田 巳好） 日程第6、議員提出議案第1号島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

5番田中武夫議員。

○議員（5番田中 武夫） 本議会において提出いたしました議員提出議案につきまして、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

議案の7ページから36ページを御覧ください。議員提出議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、広域連合議会が適用を受けている島根県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例が廃止されることから、議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必

要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（永田 巳好） これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 質疑なしと認めます。

これをもって、議員提出議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議員提出議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

○議長（永田 巳好） 日程第7、議案第2号島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定 昭仁） 議案第2号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案の37ページから39ページを御覧ください。本件につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定される、低所得者の保険料軽減措置について、消費者物価指数の伸びの見通しや、国民健康保険における見直し内容等が考慮されて、均等割額が5割軽減及び2割軽減の世帯に係る所得判定基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものとなります。

以上、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（永田 巳好） これより質疑に入ります。

議案第 2 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第 2 号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 3 号

○議長（永田 巳好） 日程第 8、議案第 3 号島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定 昭仁） 議案第 3 号、島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

議案の 40 ページから 48 ページを御覧ください。本件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則等の改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の規定を設けるとともに、会計年度任用職員の育児休業について、取得要件を緩和するものとなります。

以上、議案第 3 号につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（永田 巳好） これより質疑に入ります。

議案第 3 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 3 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第 3 号、島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 号

○議長（永田 巳好） 日程第 9、議案第 4 号令和 4 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定 昭仁） 議案の 49 ページを御覧ください。

議案第 4 号、令和 4 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号につきまして、御説明申し上げます。

50 ページから 51 ページを御覧ください。今回の補正予算は、補正前予算額 1,213 億 2,450 万 7 千円に、74 万 9 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,213 億 2,525 万 6 千円とするものです。

53 ページを御覧ください。歳出の内容としましては、まず総務費について、74 万 9 千円増額するものです。これは、令和 3 年 11 月に損害賠償請求した案件について、令和 4 年 12 月に相手方と和解が成立したため、それに要した費用を計上するものとなります。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金について、医療の高度化等に伴い医療費が増加したことから、当該拠出金を 500 万円増額する一方、保険給付費を 500 万円減額するものとなります。

戻って 52 ページを御覧ください。歳入の内容としましては、歳出で御説明しました、和解の成立に要した費用の財源として 国庫支出金を 74 万 9 千円増額するものとなります。

以上、議案第 4 号につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（永田 巳好） これより質疑に入ります。

議案第 4 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 4 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第 4 号、令和 4 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 5 号 から 日程第 11 議案第 6 号

○議長（永田 巳好） 日程第 10、議案第 5 号令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び日程第 11、議案第 6 号令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定 昭仁） 議案第 5 号、令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第 6 号、令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

青い表紙の予算書をご覧ください。まず、当広域連合では、後期高齢者が住み慣れた地域で健康を保持できるよう、健康づくり事業や医療費の適正化を推進するため、令和 5 年度の重点施策として、1 つ目に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進、2 つ目に医科健康診査の受診率向上 及び 歯科口腔健康診査における ICT 導入の推進、3 つ目に重複・頻回受診、重複投薬等対策の推進を定め、予算編成をいたしました。

それでは、一般会計予算の概要から予算書に沿って御説明申し上げます。予算書の 1 ページを御覧ください。一般会計の予算総額は 6 億 5,980 万 4 千円と、前年度比で 1 億 5,531 万 3 千円の増額となっております。

続いて 6 ページを御覧ください。歳入を見ていただきますと、分担金及び負担金につきまして、市町村事務費負担金として前年度比 1 億 7,229 万 9 千円増の 6 億 5,977 万 5 千円を計上しております。

続いて 7 ページを御覧ください。主な歳出としまして、民生費につきまして、次期電算処

理システムの導入費用を計上したことに伴い、前年度比 1 億 5,252 万 7 千円増の 5 億 677 万 5 千円を計上いたしました。

次に、特別会計予算の概要を御説明申し上げます。もう一度、1 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業 特別会計の予算総額は、1,182 億 200 万円となり、前年度比 28 億 5,200 万円の増額となっております。

続いて 20 ページを御覧ください。歳入としまして、まず、市町村支出金につきましては、保険料等負担金の増加が見込まれることから、前年度比 5 億 787 万 4 千円増の 204 億 1,658 万 1 千円を計上しました。その下の国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金につきましては、保険給付費の見込みに応じて、それぞれのルール分を計上しております。

続いて 21 ページを御覧ください。主な歳出としまして、まず、保険給付費につきましては、一人当たりの保険給付費の増加が見込まれることから、前年度比 27 億 6,990 万 2 千円増の 1,170 億 5,507 万円を計上しております。

次に、県財政安定化基金拠出金につきましては、想定外に給付費が膨らんだ場合などの財政リスクを軽減するため、国、県、広域連合が 3 分の 1 ずつを負担する拠出金になりますが、令和 4 年度と同額の 4,425 万 7 千円を計上しております。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、高額な医療費が発生した場合の財政影響を緩和するために、その医療費を全国の広域連合で共同負担する拠出金になりますが、医療の高度化等に伴い医療費が増加することが見込まれることから、前年度比 3,000 万円増の 8,510 万円を計上しております。

最後に、保健事業費につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進をはじめとする重点施策を実施する市町村が増加することなどを見込み、前年度比 1 億 564 万 4 千円増の 8 億 3,182 万 8 千円を計上しております。

以上、議案第 5 号及び議案第 6 号につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（永田 巳好） これより質疑に入ります。

議案第 5 号及び議案第 6 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 5 号及び議案第 6 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 巳好） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入りますが、表決は議案ごとに 1 件ずつ行います。

議案第 5 号、令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 承認第 1 号

○議長（永田 巳好） 日程第 12、承認第 1 号専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定 昭仁） 承認第 1 号につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものでありまして、御報告申し上げ、御承認をお願いするものとなります。

議案の 58 ページから 64 ページを御覧ください。今年度の人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、所要の改正を行ったものです。改正内容としましては、給料表の改定による報酬月額を引き上げ及び期末手当の支給率を変更するものとなります。この条例の施行日は、令和 4 年 12 月 8 日ですが、給料表の改定については令和 4 年 4 月 1 日、期末手当の支給割合の改定については令和 4 年 12 月 1 日及び令和 5 年 4 月 1 日となります。

以上、承認第 1 号につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（永田 巳好） これより質疑に入ります。

承認第 1 号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 巳好） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 巳好） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永田 巳好） 挙手全員であります。

よって承認第1号は承認することに決しました。

日程第13 同意第1号

○議長（永田 巳好） 日程第13、同意第1号島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定 昭仁） 同意第1号につきまして、御説明申し上げます。

議案の65ページをご覧ください。広域連合監査委員2名のうち識見を有する者からの選出であります岸田薫氏より、辞職の申し出があったことから、広域連合監査委員の選任について同意を求めるものとなります。選任に当たりましては、伊藤精一氏を適任者と認め、選任をいたしたいと存じます。任期は令和5年2月15日から令和9年2月14日となります。

御同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 巳好） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号、島根県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 巳好） 御異議なしと認めます。

よって、同意第1号はこれに同意することに決しました。

○議長（永田 巳好） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和5年第1回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後1時25分 閉会
